

令和5年8月8日

長崎県北部海区漁業調整委員会事務局  
(県北振興局水産課内)  
直通電話 0956-25-5902  
担当者 前川、青木

長崎県北部海区漁業調整委員会指示の発出について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり指示しましたので、お知らせします。

記

### 長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県北部海区における第3種共同漁業(ぶり飼付漁業)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項に基づき下記のとおり指示する。

なお、平成25年9月13日付、長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号については、令和5年8月31日をもってこれを廃止する。

令和5年8月8日

長崎県北部海区漁業調整委員会  
会長 山中 兵恵

#### 1. 制限内容

免許番号	漁業種類	漁場の位置	指示事項	
			保護区域	禁止期間及び禁止漁業
北共第51号	ぶり飼付漁業	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 横瀬地先	次の点イを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域。 ただし、当該漁業権漁場の区域を除く。 点イ. 1から258度の直線と2から266度30分の直線とが交わるところ。 基点 1. 壱岐市郷ノ浦町大島頂上 2. 同市同町長島灯台	左記保護区域内において、9月1日から11月30日まで 1. 灯火を利用する漁業 2. まき落とし(通称かぶせ釣又はふかせ釣)漁業を禁止する。

免許 番号	漁業 種類	漁場の 位置	指 示 事 項	
			保護区域	禁止期間及び禁止漁業
北 共 第52号	ぶり飼付 漁業	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 でき曾根 地先	次の点イを中心とする 半径500メートルの円周によ って囲まれた区域。 ただし、当該漁業権漁 場の区域を除く。 点イ . 1から248度の直線と2か ら257度40分の直線とが 交わるところ 基点 1 . 壱岐市郷ノ浦町大島 頂上 2 . 同市同町長島灯台	左記保護区域内におい て、9月1日から11月30 日まで 1.灯火を利用する漁業 2.まき落とし（通称かぶ せ釣又はふかせ釣） 漁業 を禁止する。
北 共 第56号	ぶり飼付 漁業	長崎県 壱岐市 七里ヶ曾 根地先	次の点イを中心とする 半径 1000メートルの円周によ って囲まれた区域。 ただし、当該漁業権漁場 の区域を除く。 点イ . 北緯33度56分12秒 東経129度29分4秒	左記保護区域内におい て、9月1日から11月30 日まで 1.灯火を利用する漁業 2.まき落とし（通称かぶ せ釣又はふかせ釣） 漁業 を禁止する。

2 . 指示の有効期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで